

(次期) 北九州市障害者支援計画の「施策の方向性」(案)

分野7. 生活環境の整備 (障害に配慮したまちづくり)

1. 基本的な考え方

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

2. 「(次期) 北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」(案)

(1) 「住まい・住環境の整備」

誰もが安心して生活できるような住まい・住環境を目指して、障害者のニーズに対応できるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。

(2) 「移動しやすい環境の整備等」

安全に安心して生活し、社会参加できるよう、すべての人の円滑な移動のため、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

(3) 「アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進」

すべての人の社会参加を促進するため、公共的施設等について、障害者や高齢者の利用に配慮したバリアフリー化を推進します。

(4) 「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」

いきいきとした地域社会を築くため、福祉のまちづくりを計画的に推進し、進捗状況を把握することで、総合的にバリアフリー化を促進する仕組みを作ります。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

ア「バリアフリーのまちづくり」

道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化、障害者団体等との連携

イ「地域の住まいの整備」の一部

住宅への入居支援

ウ「外出支援の充実」の一部

移動手段の確保、身障者用駐車区画の適正な利用の推進

今後、さらに力を入れていく取り組み

[a] 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

障害者に配慮したまちづくりの取り組みについて、総合的に推進状況を把握する仕組みづくり

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）に関連する事業

(1) 「住まい・住環境の整備」

65	市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度
66	民間住宅への「すこやか住宅」の普及促進及び「すこやか住宅」の改造助成
68	粗大ごみ持ち出しサービス事業
69	居住サポート事業

(2) 「移動しやすい環境の整備等」

82	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業
119	低床バスの導入促進（旧：超低床式集合バスの導入促進）
142	リフトバス運行事業
143	福祉有償運送運営協議会
144	身体障害者用自動車改造費助成事業【拡充】
148	ふくおか・まごころ駐車場推進事業【新規】
149	福祉優待乗車証の発行

(3) 「アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進」

115	スポーツ施設ユニバーサルデザイン化推進工事（旧：体育施設バリアフリー化推進事業）
117	JR安部山公園駅に対する昇降装置整備支援事業（旧：JR既存駅に対する昇降装置整備支援事業、JR既存駅のバリア解消促進等事業を含む。）
118	安全・安心対策緊急総合支援事業（バリアフリー化）（市街地整備事業）
145	障害者自動車運転免許取得助成事業

(4) 「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」

116	バリアフリーのまちづくり
120	ボランティア活動参加促進事業

注) 番号は現行計画の事業番号

分野8. 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

1. 基本的な考え方

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

（※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。）

2. 「（次期）北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」（案）

（1）「情報通信における情報アクセシビリティの向上」

障害者の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションを実現するため、情報通信における情報アクセシビリティの向上を図ります。

（2）「障害者に配慮した情報提供の充実等」

すべての人が等しく情報を得ることができるよう、障害者に配慮した情報提供の充実を図ります。

（3）「意思疎通支援の充実」

意思疎通が困難な障害者の特性に応じ、意思疎通支援者の養成・派遣等の人的支援体制の充実を図るなど、障害特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実を図ります。

（4）「行政情報のアクセシビリティの向上」

障害者が必要とする行政情報を、いつでも容易に取得することができるよう、更なる行政情報のバリアフリー化を推進します。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

- エ「情報提供とコミュニケーション支援の充実」
コミュニケーション支援が必要な障害のある人への支援、IT等の活用
- イ「地域の住まいの整備」の一部
障害福祉施設の再整備

今後、さらに力を入れていく取り組み

- [b] 情報アクセシビリティの向上
情報の利用しやすさの向上、ICT新技術の利活用など
- [c] 行政情報のバリアフリー化の推進
利用しやすさに配慮した行政情報の提供など
- [d] 意思疎通支援の充実
意思疎通支援者派遣の推進と拡大など

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

(1) 「情報通信における情報アクセシビリティの向上」

159	情報・コミュニケーション支援事業
-----	------------------

(2) 「障害者に配慮した情報提供の充実等」

160	視聴覚障害者情報提供施設運営事業
-----	------------------

(3) 「意思疎通支援の充実」

158	奉仕員等養成・派遣事業
161	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業
162	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業【新規】

(4) 「行政情報のアクセシビリティの向上」

70	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信
----	--------------------------------

注) 番号は現行計画の事業番号

分野9. 安全・安心の実現（防災、防犯、消費者保護）

1. 基本的な考え方

障害者が、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

2. 「(次期)北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」(案)

(1) 「防災対策の推進」

障害者や高齢者等の要配慮者が安心して生活するために、防災対策を適切に講じ、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行えるよう、要配慮者に対する細かな支援を推進します。

(2) 「防犯対策の推進」

障害者や高齢者が安心して生活するため、防犯対策を適切に講じることで、障害者や高齢者等の社会的弱者が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくりのための施策を推進します。

(3) 「消費者トラブルの防止と被害からの保護」

障害者を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ります。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

オ「防災対策の推進」

北九州市地域防災計画に基づく防災対策
要援護者避難支援プランの作成、自治会との協力等
聴覚障害のある人への情報伝達、災害時の避難支援対策

カ「市民啓発の推進」

啓発・広報活動の推進

キ「権利擁護の推進」

成年後見制度の利用促進及び普及啓発

今後、さらに力を入れていく取り組み

[e] 障害者の防犯対策の推進

社会的弱者が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくり

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

(1) 「防災対策の推進」

122	緊急通報システムの充実
125	避難行動要支援者に係る仕組みづくりの推進（旧；災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進）
176	視覚または聴覚障害者への避難情報の提供
177	みんなで Bousai まちづくりモデル事業
178	災害時の投薬・透析などの医療の提供

(2) 「防犯対策の推進」

121	福祉施設等の安全対策
124	地区安全担当制度事業のさらなる推進

(3) 「消費者トラブルの防止及び被害からの保護」

135	高齢者等に対する消費者被害対策の推進
138	法律相談及び成年後見制度利用支援事業
139	地域福祉権利擁護事業
140	市民後見促進事業

注) 番号は現行計画の事業番号

分野 10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1. 基本的な考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを進めます。

2. 「(次期)北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」(案)

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進」

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進に努めます。

(2) 「権利擁護の推進、虐待の防止」

障害者の権利擁護のため、更なる施策に取り組みます。

(3) 「行政等における配慮の充実」

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、市の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、行政サービス等における配慮を行います。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

キ「権利擁護の推進」

人権施策の推進、福祉サービス提供事業者の人権侵害の防止
権利擁護の推進、障害者虐待防止の体制整備
「障害者差別解消法」への対応

今後、さらに力を入れていく取り組み

- [f] 障害者への合理的配慮の推進
必要かつ合理的な配慮の実施の推進
- [g] 虐待の防止
障害者に対する虐待の防止、養護者に対する支援の推進
- [h] 障害を理由とする差別の解消の推進
障害を理由とする差別の解消の普及、理解促進

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進」

186	障害を理由とした差別解消に向けた体制整備の推進
187	「障害者差別解消支援地域協議会」の設置・運営

(2) 「権利擁護の推進と虐待の防止」

141	障害者虐待防止の体制整備の推進
-----	-----------------

(3) 「行政等における配慮の充実」

2	高齢者・障害者相談コーナー充実事業
---	-------------------

注) 番号は現行計画の事業番号

分野 1 1. 広報・啓発の推進（障害者理解の促進）

1. 基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、障害や障害者、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図り、「心のバリアフリー」を目指します。

障害者に対する理解と認識を深めるため、幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

2. 「(次期)北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」(案)

(1) 「広報・啓発活動の推進」

障害者施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、広報・啓発活動を推進します。

(2) 「障害及び障害者理解の促進」

障害及び障害者に対する理解を促進するための取り組みを推進します。

(3) 「ボランティア活動等の推進」

障害のある人とない人がともに日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を目指し、ボランティア活動等を推進します。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

カ「市民啓発の推進」

人権教育の充実、啓発・広報活動の推進

キ「権利擁護の推進」

人権施策の推進、福祉サービス提供事業者の人権侵害の防止

権利擁護の推進、障害者虐待防止の体制整備

「障害者差別解消法」への対応

ウ「外出支援の充実」の一部

身体障害者補助犬の普及と啓発

ク「障害のある人の当事者活動、ボランティア活動の促進」の一部

ボランティア活動に対する支援

今後、さらに力を入れていく取り組み

[i] 障害者理解の促進

地域社会における障害者への理解の促進

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

(1) 「広報・啓発活動の推進」

133	人にやさしいまちづくりの推進【拡充】
134	こころのバリアフリー啓発事業（障害のある人の人権啓発事業）【新規】
147	補助犬啓発事業

(2) 「障害及び障害者理解の促進」

92	精神障害に関する啓発活動
106	発達障害等啓発事業
132	福祉・ボランティア教育用副読本の作成
173	【新規】難病に関する啓発活動

(3) 「ボランティア活動等の推進」

156	NPO活動・ボランティア活動の推進
157	精神保健福祉ボランティア養成講座
158	奉仕員等養成・派遣事業

注) 番号は現行計画の事業番号